

## アクティビティノート <第 289 号>

2021年2月度の受付相談事例を中心に記載しています。

### 1. 相談業務

1-1 2021年2月度相談受付件数 ……p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～13

2. ちょっと注目 『新型コロナウイルス感染予防と身の回りの除菌  
～塩素系漂白剤と次亜塩素酸水～』 ……p.14～16

3. コラム 『製造物責任（PL）法に関連した  
よくある問い合わせ～欠陥と誤使用～』 ……p.17～18

## TOPICS



### 新型コロナウイルス感染予防と身の回りの除菌 ～塩素系漂白剤と次亜塩素酸水～

連載の新型コロナウイルス感染症に関連した情報、今月度は、身の回りの除菌について取り上げました。



### 製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ ～欠陥と誤使用～

PL法に関連した“よくある問い合わせ”を紹介して行く連載コラム。今月度は「欠陥と誤使用」について取り上げました。

## 1. 相談業務

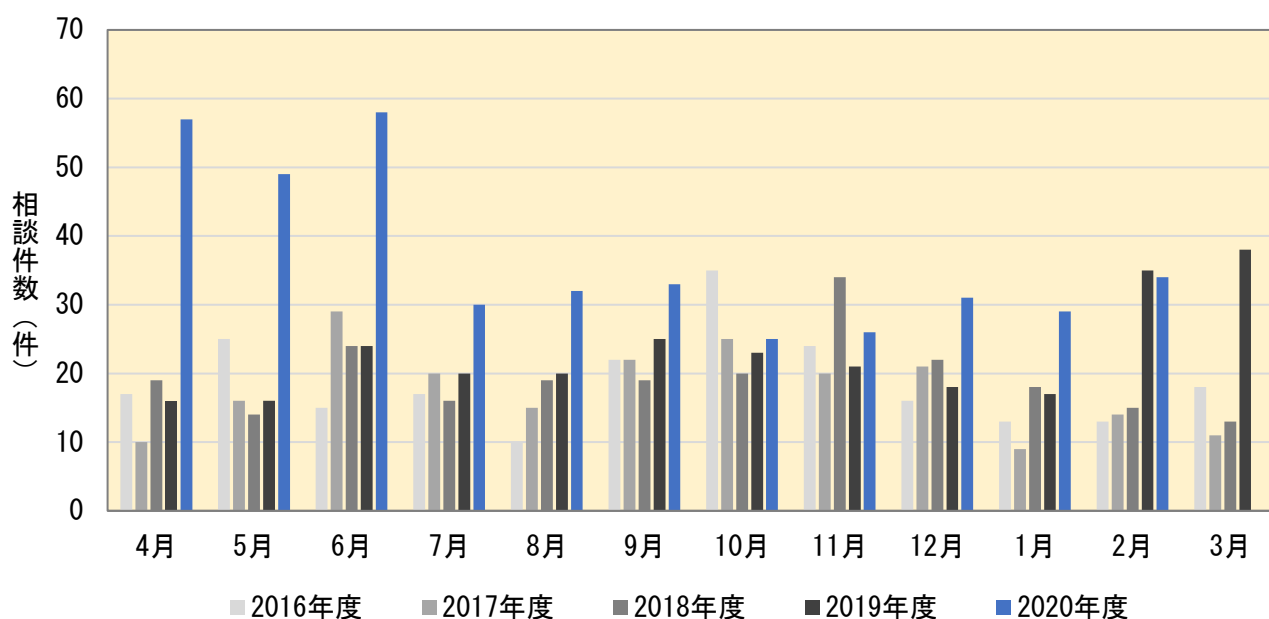
### 1.1 相談受付件数

2021年2月度相談受付件数 (1/29~2/26 実働:19日)

|               | 事故クレーム<br>関連相談 | 品質クレーム<br>関連相談 | クレーム関連<br>意見・報告等 | 一般相談等 | 意見・報告<br>等 | 合計 | 構成比  |
|---------------|----------------|----------------|------------------|-------|------------|----|------|
| 消費者・<br>消費者団体 | 8              | 3              | 1                | 13    | 0          | 25 | 73%  |
| 消費生活C・<br>行政  | 1              | 0              | 0                | 3     | 0          | 4  | 12%  |
| 事業者・<br>事業者団体 | 0              | 0              | 0                | 5     | 0          | 5  | 15%  |
| メディア・<br>その他  | 0              | 0              | 0                | 0     | 0          | 0  | 0%   |
| 合計            | 9              | 3              | 1                | 21    | 0          | 34 |      |
| 構成比           | 26%            | 9%             | 3%               | 62%   | 0%         |    | 100% |

相談内容区分(改定 2008年8月)

|              |   |
|--------------|---|
| 事故クレーム関連相談   | 製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの          |
| 品質クレーム関連相談   | 拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情              |
| クレーム関連意見・報告等 | 事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの |
| 一般相談等        | 一般的な相談・問合せ等                               |
| 意見・報告等       | 一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの                     |



相談受付数の推移 (2016~2020年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <パーマ液が不織布マスクに付着して火傷> 「美容院で、お客様に当院が提供した不織布マスクをしてもらい施術をしている。先日、パーマ施術時にパーマ液が不織布マスクに付着し、そのまま施術を続けたところ、不織布が焦げて顎に火傷を負わせてしまった。不織布マスクの販売会社に連絡したが、何も対応はしてくれない。パーマ液がついただけで火傷を負うほどになるのは問題ではないか」との相談を美容院の方から受けている。過去に同様の事例はあるか。また、製造物責任法の損害賠償請求の対象となるか。〈消費生活C〉

⇒過去事例を確認しましたが、同様の事例はありませんでした。一般的に、パーマ剤の第1剤と第2剤を混合すると、第1剤中の還元性物質と第2剤中の酸化性物質が反応して発熱し、場合によってはかなりの高温となることが考えられます。日本パーマネットウェーブ液工業組合の「パーマ剤の使用上の注意自主基準」の注意表示には、「第1剤と第2剤を混合しないでください。発熱して危険です」との項目があります

(<http://www.perm.or.jp/01/siyoujyou.pdf>)。使用されたパーマ剤に記載されている使用上の注意を確認されるとよいでしょう。マスクの欠陥によるものではなく、施術に関わる役務上の問題である可能性が高いように思われます。

- ◆ <ラッカーズプレーの臭いでふらつき> 2週間前に塗料のラッカーズプレーを使用中に臭気を吸い込んでフラツとした。安静にしていたら回復したが、どのような処置をするのが正しかったのか確認したい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒一般的に、製品には、吸い込んだ場合や目に入った場合の応急処置が表示されています。まずは製品の表示を確認してください。(電話対応中、相談者が使用した製品に「吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の清浄な場所で安静にし、必要な場合は医師の診察を受けてください」との表示が確認でき相談終了となった)

- ◆ <トイレのリフォーム後に体調不良> 1ヶ月前にトイレのリフォームをした。リフォーム直後は臭いを感じなかったが、1週間後にトイレの隣にある寝室で就寝中に異臭を感じ、鼻や喉に刺激を感じるようになった。さらに1週間後、起き上がれないほど息苦しくなるなど症状が強くなってきたため、大学病院に受診し検査をしたが特に異常所見は確認できなかった。医師からは、刺激物質を吸わないようにして水を多く摂取するように言われ、現在は少し落ち着いてきている。原因究明のため、ホルムアルデヒドとTVOC（総揮発性有機化合物）の濃度を測定するキットを購入して室内空気質を測定してみたところ、リビングや寝室で高く、トイレの数値は低かった。リフォーム業者に確認したところ、トイレのリフォームに使用した建材や

接着剤は全て F☆☆☆☆であり、ホルムアルデヒドの放散は少ないと言われた。新しく購入した家具類もなく、リビングや寝室で数値が高い理由に思い当たることがない。外部から揮発成分が入り込むことはあるか。また、換気はしているが他に対処法はあるか。化学製品 P L 相談センターは保健所から紹介された。〈消費者〉

⇒お伺いした話から、原因を推定することはできかねます。原因が特定できていないため、具体的な対策を取るのには難しい状況ですが継続して換気を心がけてください。また、体調不良が続くようでしたら、再度医師に相談するようにしてください。

- ◆ 〈洗剤等のニオイで体調不良〉 他人の衣類等から放散される洗剤などのニオイで体調が悪くなることもあり、約半年前に専門病院で化学物質過敏症と診断された。体調不良は今も続いており、自分の経験を広く知ってもらいたく消費生活センターに相談したところ、化学製品 P L 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、また、治療法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質との接触を避ける必要があると言われてしています。化学物質過敏症の専門病院を受診できない状況とのことですが、体調の不調の原因を化学物質過敏症に限定せず、まずは、掛かりつけの医師に相談されてはいかがでしょうか。当センターとしては、頂いた情報を月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等をして、情報の共有化を図ってまいります。

- ◆ 〈柔軟剤のニオイで体調不良〉 中学生の子供に、数年前から原因不明の頭痛や吐気などの症状が現れている。最近になって、他の子供の衣類からの柔軟剤のニオイが原因ではないかと思いが当たった。化学物質過敏症を発症している可能性があるため、専門病院を探したところ半年待ちと言われた。予約が取れないのは、同様の患者が多いからではないだろうか。製造メーカーに働きかけ、指導してもらえないか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、事業者を指導できる立場にありません。化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、また、治療法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質との接触を避ける必要があると言われてしています。お困りの状況は良く理解いたしました。当センターとしては、頂いた情報を月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等をして、情報の共有化を図ってまいります。

- ◆ 〈柔軟剤のニオイで体調不良〉 柔軟剤を使用して、頭痛、吐き気、だるさなどの体調不良となった。使用したのは 1 週間で、使用をやめて 3 日経っても症状が改善されず、他のいろいろな香りでも体調が悪化するようになり日常生活にも支障をきたすほどである。柔軟剤のニオイでこのような症状になることは考えられるか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒柔軟剤等のニオイによる体調不良を訴える相談は、当センターにも寄せられています。ニオイの感じ方は個人差が大きく、一般には問題にされない程度のニオイでも人によっては不快に感じ、体調不良を訴えることがあります。一般的には使用を止めれば体調不良は回復しま

す。しかし、体調不良が続いているようですので、自己判断で、原因を柔軟剤のニオイと限定せずに、医師の診断を受けることをお勧めします。

- ◆ <オゾン脱臭機で壁紙に黄ばみ> 自宅を新築した際に、建材由来の臭い対策として、コンセントに直付けする小型のオゾン脱臭機を、各室 1 個ずつ計 7 個取り付けました。それから使用し続けて 4 年半ほどになるが、オゾン脱臭機周辺の壁紙が黄ばんできました。当該製品の説明書には、本体のオゾン放出部が黄ばむことがあるとの記載があり、それは承知している。しかし、その他の注意表示としては、「長年使用すると壁紙等にホコリが付きやすくなることがある」とあるが、壁紙が黄ばむとは書いていない。製造メーカーに申し出たところ、壁紙が黄ばむ現象はオゾン脱臭機の異常によるものではなく、設置環境に由来するものなので補償はできないと言われた。製造メーカーの責任は問えないのだろうか。〈消費者〉

⇒製造物の欠陥により人の命、身体又は財産に係る損害（いわゆる拡大被害）が生じた場合における製造業者等の責任を定めた法律に製造物責任（PL）法があります。PL法に基づいて損害賠償を請求する場合は、①被害が発生したこと、②製造物に欠陥が存在していたこと、③被害が製造物の欠陥により生じたこと、を被害者自身が立証する必要があります。②について、製造メーカーの主張はオゾン脱臭機本体に欠陥はないというものですが、注意・警告表示が不十分であったために被害が発生した場合にも製造物の欠陥（注意・警告上の欠陥）と見なされます。一方、①について、4 年半で壁紙の一部が黄ばんだことをどの程度の損害と見るかは判断が分かれるところかと思えます。どの程度の損害賠償請求が妥当かは、法律の専門家にご相談になってはいかがでしょうか。

- ◆ <塩素系ヌメリ取り剤で体調不良> 1 週間ほど前に、〇〇社の錠剤タイプの塩素系ヌメリ取り剤△△をお風呂の排水口に使用した。製品に表示されている使い方は、排水口の水たまり部に 1 錠投入するとあったが、ゴミ取り用のカバーが汚れていたもので、その上に置いておいた。そのまま、いつも通り入浴し、洗髪した後で身体を洗った。異臭は特になかったが、洗髪あたりから息苦しさを感じて、風呂から上がった後は眩暈がした。その後、偏頭痛や眼のあたりがヒリヒリする症状が続いている。〇〇社に連絡したところ、酸やアルカリと混じると有害な塩素ガスが発生することがあるので、症状があるなら医療機関に受診するようと言われた。△△から有害なガスが発生してそれを吸ってしまったのだろうか。〈消費者〉

⇒〇〇社の勧めに従い医療機関に受診するのがよいでしょう。△△は塩素化イソシアヌール酸塩を主成分とした塩素系ヌメリ取り剤です。水に溶解すると次亜塩素酸を生成して排水口を除菌します。また、酸やアルカリと混じると有害な塩素ガスが発生することが知られており、製品には「まぜるな危険」の表示があります。お伺いした内容や、入浴時に異臭を感じていないことから、大量の塩素ガスの発生はないように思われます。

- ◆ <エアゾール式芳香剤の成分について> 1 年ほど前に、〇〇社のエアゾール式芳香剤△△を使っていて、内容液が手に掛かってしまい、その手でマスクを触ったのでマスクにも液がついてしまった。強い香りがしたが、マスクを外せない状況だったのでそのままにして過ごした。その後、顔の左側や鼻、喉が過敏になってしまい違和感がある。半年前くらいに症状が酷くなり、アレルギー科に受診したが特に異常はないとのことで薬等が出なかった。外部機関に依頼

して尿検査を行ったところ、尿から 1-ブロモプロパンが検出された。そこで、〇〇社に問い合わせたが、△△には 1-ブロモプロパンは使用していないとの回答だった。自分は体調不良の原因は△△によるものと考えており、△△に 1-ブロモプロパンが使用されているかどうかを確かめたい。そちらで製品分析をしてもらえるか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは、製品分析や原因調査はお受けしておりません。お調べになる場合には、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページに、原因究明を行うことが可能な公的検査機関や民間検査機関等の情報をまとめたデータベース

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) が掲載されていますので、それを参考にご自身で依頼してください。なお、費用は個人持ちとなります。1-ブロモプロパンは無色の可燃性液体で、フロン類を代替する洗浄溶媒として、主に工業用途に使用されています。労働環境での過剰なばく露による健康被害の報告はありますが、お伺いした内容で、エアゾール式芳香剤からのばく露が原因である可能性は低いでしょう。また、エアゾール式芳香剤の使用は一年前のことであり、もしも、その際に 1-ブロモプロパンが体内に吸収されたとしても、既に代謝され体外に排出されているものと思われます

([https://h-crisis.niph.go.jp/wp-content/uploads/2018/12/20181210110808\\_content\\_11201000\\_000447589.pdf](https://h-crisis.niph.go.jp/wp-content/uploads/2018/12/20181210110808_content_11201000_000447589.pdf))。

#### ◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ 〈入れ歯安定剤が最後まで使用できない〉 入れ歯安定剤を使用しているが、いつも半分くらい使用した所でノズルの口が広がってしまい、中身が大量で出てしまうためうまく使用できず買い替えている。製品に記載されている相談窓口に申し出たところ、口径が広がってしまうはキャップの中に中身が残っていてキャップをする際に押し付けることが原因ではないかとのことで、他に同様の相談はなく対応はできないとのことであった。添付文書には、キャップをしっかりとしめて保管するようとの記載があり、保管方法は守っているつもりである。化学製品 PL 相談センターから、製造メーカーに改善するよう交渉してもらえないか。〈消費者〉

⇒当センターではあっせんや仲裁は行なっておりませんので、製造メーカーとの交渉はできかねます。また本件は、身体被害や財産被害といった拡大被害が発生しておりませんので、製造物責任 (PL) 法にも該当せず、一般的な製品品質の問題になります。添付文書に記載されていることは守っているとのことですので、使用によりノズル口径の広がってしまった製品を製造メーカーに提出して、再度、製造メーカーの見解を求められてはいかがでしょうか。また、製品の品質を保ち、最後まで使用するための注意点について具体的にアドバイスを求めてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈車用消臭スプレーを使用して異臭〉 〇〇社の車用の消臭スプレー△△を使用後、車内に汗のような臭いがするようになり臭いが消えなくなった。製品自体には臭いはなく、使用直後には感じなかったが時間が経ってから臭うようになった。化学的な反応で臭いが発生しているのではないかと思うがわかるか。わからなければ臭い成分の分析をしてもらうことはできるか。

**化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉**

⇒当センターは個別の製品の成分や性能・品質などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。また、原因調査や成分分析も行っておりません。まずは、〇〇社にお問い合わせになってみてはいかがでしょうか。〇〇の表示成分を確認したところ、消臭成分として安定化二酸化塩素とありました。一般的に、このタイプの消臭剤は二酸化塩素による臭いの元となる雑菌の除菌、及び臭い物質の酸化分解により消臭効果を発現します。使用后、二酸化塩素は速やかに分解すると思われます。時間が経過してから臭いが発生しているとのことですので、別原因の可能性もあるでしょう。二酸化塩素は塩素のような刺激臭のある気体です。お伺いした内容からは二酸化塩素の臭いとは異なっており、臭いの原因についてはわかりかねます。また、当センターでは検査・分析等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となり、一般に、対象成分が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。

- ◆ <ランナー用マスクの臭い> インターネット通販でランナー用のマスクを購入した。ポリエステル製で呼吸する部分にポケットがあり、ポリウレタン製のフィルターを挟んで使用するもの。使おうとしたが、ポリウレタン製フィルターの臭いが酷くて気持ちが悪くなってしまいとても使えない。自分としては、有害性が疑われるレベルの悪臭だと思うので、消費生活センター等に申し出て調査を依頼したが、一般用のマスクを規制する法律はなく、調査依頼には応じられないとのことであった。製造メーカーに申し出たところ、返品に応じるとのことです。担当者が回収がてら面会に来ることになっている。このような製品を放置しておいていいものなのか。〈消費者〉

⇒臭いの感じ方は個人差が大きく、臭いの強さや快・不快の感じ方は人それぞれです。また、嫌な臭いがするからといって有害性があると断定できるものでもありません。臭いで一時的に気持ちが悪くなった程度では、製造物責任 (PL) 法で言う「欠陥 (=製造物が通常有すべき安全性を欠いている)」とは言えず、品質上の問題と考えられます。しかしながら、マスクは直接口に付ける製品であり、不快な臭いがすることは重大な品質上の問題と言えます。製造メーカーの担当者が面会に来るとのことですので、返品処理だけでなく、臭いの原因や今後の改善についての見解もお聞きになってはいかがでしょうか。

◆ 一般相談等

- ◆ <トイレ用消臭剤の除菌効果について> 「除菌もできる消臭剤を使用している。消臭は感覚で効果を確認できるが、除菌については本当に効果があるかわからない。消臭剤の除菌効果についてはどのようになっているのか」との相談を受けている。消臭剤は雑貨品で法的規制はないと化学製品 PL 相談センターの過去事例にあるのは確認しているが、除菌についても同様でよいか。〈消費生活 C〉

⇒消臭剤は雑貨品であり、消臭や除菌などの効果についての法的規制はありません。ただし、表示や広告に根拠なく効果を謳い、虚偽や誇大表現がある場合は、不当景品及び不当表示防止法（景表法）の優良誤認に該当する可能性があります。このため、一般的に製造メーカーは、訴求する効果・効能の根拠となるバックデータを持ち、効果・効能を保証するための基準値を設けています。詳細は製造メーカーにお問い合わせください。

- ◆ <電気ケトルのフィルターの劣化> 「〇〇社の電気ケトルのフィルターが劣化しているのに気が付かず、お湯を沸かして飲んでいた。フィルターの素材はポリプロピレンとナイロンとあるが劣化した破片を飲んでしまったかもしれない。安全性が心配である」との相談を受けているがどうなのか。〈消費生活C〉

⇒〇〇社のウェブサイトの電気ケトルのQ&Aに、フィルターが劣化して飲んでしまった場合の情報が掲載されており、「消化吸収されることはなく、お身体に害はありません」とあります。また、一般論として、プラスチック類はもし口に入っても、消化吸収されずにそのまま排出されますので、健康上問題になるようなことはありません。過度にご心配になる必要はないでしょう。

- ◆ <ボールペン用インキ消しの廃棄方法> 15年前に購入してほとんど使用していないボールペン用のインキ消し△△を廃棄したい。インキ消し△△は1液の次亜塩素酸ナトリウムと2液の塩酸に分かれており、容量はそれぞれ20mlである。表示されている製造メーカーの連絡先を調べたがわからず、文房具店に相談したら化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当該製品は別の会社〇〇に引き継がれて、現在も販売されています。〇〇にお問い合わせになるとよいでしょう。一般的には、次亜塩素酸ナトリウムも塩酸も少量ですので水で薄めてから廃棄すれば問題ないでしょう。ただし、1液と2液が混ざると危険なガスが出る可能性がありますので、混ざることがないように注意が必要です。

- ◆ <家の中に排水の臭いが上がってくる> 家の中に下水臭や薬品臭がする。トイレやお風呂の排水系の臭いが上がってきているのではないかと考えている。排水には家庭用洗剤くらいしか流していないが、排水系を詰まらせるようなことはないだろうか。〈消費者〉

⇒一般的に、家庭用洗剤の使用が原因で排水系に詰まりが生じることは考えにくいことです。また、水洗トイレやお風呂の排水系には排水トラップが設けられており、排水系の臭気が上がってこないように設計されています。しかし、排水トラップに汚れが蓄積したり、機能的な不具合が生じたりすると臭いが発生する可能性があります。一度、排水トラップを掃除して見るとよいでしょう。それでも改善しない場合は、施工業者や掃除業者に相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <エタノール消毒剤の濃度について> 新型コロナウイルス対策で手指の殺菌・消毒用に〇〇社のエタノール消毒剤△△を購入した。エタノール濃度は70～80%くらいでないと効果がないと聞いているが、製品に濃度表示がない。製品には手指の消毒用とあるが使ってもよいものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉



⇒〇〇社のHPに掲載されている製品情報を見ると、△△はベンザルコニウム塩化物を有効成分として、他成分としてエタノールを含有する手指消毒剤のようです。エタノールを薬機法上の有効成分としていないためエタノール濃度は表示されていません。HPの製品情報には「製品にはエタノールが55.5w/v%配合されており、これを体積パーセントで表すと65vol%に相当します」との記載があり、エタノール濃度は65vol%であることがわかります。厚生労働省は、新型コロナウイルスの流行に伴う消毒用エタノールの品不足に鑑み、エタノール濃度が原則70～83vol%であり（無い場合は60vol%台でも可）、メタノールを含有しないものであれば、医薬品または医薬部外品としての認可を受けていないものであっても手指の消毒に使用できるとしています

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000624086.pdf>)。これらの情報から、新型コロナウイルス対策として手指の消毒用に使用できるものと思われます。〇〇社にご確認の上でご使用になってはいかがでしょうか。

- ◆ <台所のシンクの排水口汚れによる洗剤は何か> 台所のシンクの排水口のヌルヌルした汚れを落としたい。いつも、台所で使っている洗剤は弱アルカリ性の液体洗剤とクレンザーであるが、どちらが適しているだろうか。〈消費者〉

⇒排水口のヌルヌルした汚れは、食べ物などの残滓、油污等により雑菌が繁殖したものです。どちらを使っても構いませんが、弱アルカリ性の液体洗剤がより適しているでしょう。掃除後、ヌルヌル汚れを発生させないようにするには、泡で出るスプレータイプの塩素系漂白剤や排水口用のヌメリ取り剤があります。据え置きタイプのヌメリ取り剤は、常時、除菌することにより雑菌の繁殖を抑え、ヌルヌル汚れを付きにくくします。

- ◆ <ラップフィルムに混入した異物> 3週間ほど前に、残りご飯をラップフィルムに包んで冷蔵庫に保存しようとして、包んだ後に、緑色のグニャグニャした異物が混入していることに気付いた。その時は、何も考えずに、異物を取り去って捨ててしまい、ご飯も食べてしまった。後になって、あの時の異物は何だったのか気になってきた。身の回りに該当するものが無いか探したところ、お米の袋が同じような色をしていることに思い当たった。袋の材質は内側からポリエチレン、ナイロン、パルプを貼り合わせたフィルムで、パルプ素材の外側に緑色の印刷がある。仮にこれだったとして、身体に害が及ぶようなことはないか。今のところ、身体に異常は感じていない。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒ポリエチレン、ナイロン、パルプを貼り合わせたフィルムの破片が炊飯器に混入したとしても、特に問題はありません。お身体にも異常はないようですし、過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <アルコール除菌剤と次亜塩素酸水が混合> 半年ほど前に、カバンを除菌しようとして、エタノール除菌剤で拭いた後に、更に次亜塩素酸水で拭いた。その時は特に異常は感じなかったが、後になって次亜塩素酸水とエタノールを混合すると有害な塩素ガスが発生するとの情報を知って恐くなった。身体に害が及ぶようなことはないか。また、カバンに有害成分が残留しているようなことはないか。〈消費者〉

⇒使用時に異常がなかったこと、また現在も何ら異常がないことから、特に心配には及ばない

でしょう。次亜塩素酸水はエタノールと混合すると塩素ガスが発生することが知られていますが、塩素ガスは強い刺激臭のある気体で、発生の有無は臭いで検知できます。臭いを感じなかったということは発生がなかったか、あっても身体に影響しないようなごく微量であったものと思われます。また、塩素ガスは吸い込むと有害ですが、物への残留性はありませんのでカバンへの残留を心配する必要はありません。

- ◆ **〈住まいの洗剤を子どもに使わせてもよいか〉 7歳の子どもが家の掃除を手伝いたがる。ガラス拭き用の洗剤やアルカリ電解水を使わせても問題ないだろうか。〈消費者〉**

⇒個別の製品の安全性は製造メーカーが答えるべきものかと思われますので、製造メーカーの消費者相談窓口にお問い合わせください。一般的には、小学校就学前の乳幼児に洗剤などを触らせるのは不相当とされており、それ以降は親の監督のもとに、炊事手袋などの適当な保護具を使えば使用可能な場合もあります。製品の特性により扱いは異なると思われます。

- ◆ **〈セスキ炭酸ソーダのスプレーを吸入〉 主成分がセスキ炭酸ソーダのスプレータイプ洗剤を使用時に、スプレーした霧を少し吸い込んでしまった。むせて口の中が少しヒリヒリしたが大丈夫だろうか。〈消費者〉**

⇒当該製品の注意表示や応急処置を見て対処してください。良く分からない時は製造メーカーのお客さま相談室にお問い合わせください。一般的に、セスキ炭酸ソーダの洗剤は液性が弱アルカリ性であり、眼や皮膚に対して刺激性がありますので、皮膚に付いた時は水でよく洗い流す、口に入った時は水で口をすすぎ、水を飲む等の処置が必要です。応急処置をしても異常が残るようでしたら医療機関に受診されるとよいでしょう。

- ◆ **〈子どもがシャボン玉液を飲み込んだ〉 1週間ほど前に、子どもがシャボン玉遊びをしていて、シャボン玉液を少量飲み込んでしまった。水を飲ませて暫く様子を見たが、特に異常はなかったのですがそのままにしているがこういった処置でよいのだろうか。後々、身体に害が出るようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉**

⇒お伺いした対応で、特に問題はないと思います。また、少量の誤飲で後々健康被害につながるようなことはありません。

- ◆ **〈お風呂用洗剤をなめてしまった場合の応急処置について〉 7歳の子供がお風呂掃除を手伝いたいと言っている。もしもお風呂用洗剤が口の周りに付着して舐めてしまった場合の安全性についてはどうなのか。製品の表示には飲み込んだ場合、水を飲むなどの処置をするとはあるが、それだけで大丈夫か。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉**

⇒お風呂用洗剤は家庭用品品質表示法によって、必要な応急処置を製品に表示することが義務付けられています。表示の具体的な内容は、洗剤の性質によって変わってきますが、一般的には「飲み込んだ時は吐かずに口をすすぎ、水を飲む等の処置をする」とされ、「異常が残る場合は医師に相談する」といった内容になっています。舐めてしまった場合も同様の処置で問題ないでしょう。

- ◆ **〈セスキ炭酸ソーダやアルカリ電解水の安全性〉 住まいの掃除に、セスキ炭酸ソーダやアル**

カリ電解水を使っている。家には小さな子どもがいるが、掃除した所を子どもが舐めてしまったり、液が手や顔にかかったりして身体に入ると、子どもの成長に悪影響が出るようなことはないか心配である。どうなのだろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。

〈消費者〉

⇒セスキ炭酸ソーダやアルカリ電解水をお掃除用としてお使いになる限り、子どもの成長に悪影響が出るようなことはありません。これらの製品の液性は弱アルカリ性～アルカリ性で、皮膚や眼に対して刺激性がありますので、手肌や顔についたり、眼に入ったりした場合はよく洗い流すようにしてください。

- ◆ 〈台所用漂白剤と排水口の生ゴミの混合について〉 台所用の塩素系漂白剤を希釈して水筒を漂白した。使用後に流したが、排水口にレモンの搾りカスが残っていた。漂白剤と混ざって有害なガスが発生していないか心配になった。排水口に流した時に特に刺激臭などの異臭は感じておらず、体調にも変化はない。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いしたところ、異臭はないとのことですので、問題になるような有毒ガスの発生はなく、過度に心配する必要はないでしょう。レモンには酸性のクエン酸が含有されています。塩素系漂白剤は他の製品と混ざり液性が酸性になれば、有害な塩素ガスが発生する可能性がありますのでご注意ください。塩素ガス自体は強い刺激臭のある黄緑色の気体ですが、体に影響の出ない濃度(ばく露限界値以下)でも臭気を感じられますので、臭気がないことで問題なしと考えて良いでしょう。

- ◆ 〈喘息の原因について〉 1 年前に喘息で 2 ヶ月入院した。今も症状は継続しており、投薬治療を続けている。いろいろな薬を試しているが中々改善しない。原因を知りたいが、医師からは、原因の特定は難しいと言われており、自分で調べるしかない。体質として、農薬が使用されている野菜や化学調味料が使われている食品を食べると唇が腫れたり、息苦しくなることがある。また、時々家の中で変な臭いを感じることもある。シックハウス症候群の可能性も調べようと保健所に相談したが、原因調査はできないと言われた。医師に相談してアレルギー検査をすることになっているが新型コロナウイルスの影響で予約ができない状況である。症状から化学物質過敏症の可能性はないかと疑っているが化学製品 PL 相談センターで分かるか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではありませんので、化学物質過敏症かどうかの判断はできません。現在、喘息の治療中とのことですので、担当医師に化学物質過敏症の可能性も相談してみたいかがでしょうか。化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療法も確立されておりません。また、様々な化学物質で症状が現れ、一般的には問題にされないような微量でも症状が現れるため、原因物質の特定や因果関係の証明も困難な場合があります。

- ◆ 〈給湯器を交換後に排出される黒い粉について〉 「給湯器を新しく交換したところ、浴槽に黒い粉が発生するようになった。黒い粉は給湯器の錆によるものなのか。給湯器の製造メーカーに問い合わせたところ、「錆が出るには早すぎ、原因についてはわからない」とのことであっ

た。入浴剤を使用しているが、使用禁止されているイオウなどではなく一般的なものである。入浴剤を使用したことが給湯器の錆に影響したのだろうか」との相談を受けている。入浴剤を使用することで給湯器の錆を促進することが考えられるか。〈他 PL センター〉

⇒入浴剤によっては、給湯器に悪影響を与える場合がありますが、そのような場合には入浴剤の使用上の注意に何らかの記載があると思われます。製品表示をご確認になるか、または入浴剤の製造メーカーにお問い合わせください。また、給湯器製造メーカーで入浴剤の使用可否を把握している場合もありますので、給湯器製造メーカーにもお問い合わせになるとよいでしょう。錆以外の原因としては、給湯器を交換しても壁や床に埋め込まれている配管までは交換しないため、給湯器の交換工事をしたことをきっかけに、配管の繋目に使用されているゴムパッキンのカスやこびりついてきた汚れが剥がれて出てくる現象があるようです。

- ◆ 〈手指の消毒用に使えるエタノールについて〉 アクティビティノート 281 号に「ちょっと注目」として掲載されている「消毒用エタノール」をみると、2020 年 4 月 22 日に厚生労働省が出した事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改訂その 2）」が紹介されていて、「新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「消毒用エタノール」の供給が逼迫したことから、代用できる高濃度エタノール製品として、エタノール濃度 60～83 vol% のものが使用可能、代替として用いられる高濃度エタノール製品は薬機法に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等については同法による規制を受けない、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です」といった内容を製品の表示や広告等に記載して差し支えないとしています」という情報が紹介されている。弊社はエタノールを扱っているが、条件を満たせば手指消毒用として販売しても差し支えないのだろうか。〈事業者〉

⇒2020 年 4 月 22 日に厚生労働省が出した事務連絡は「消毒用エタノール」の供給が逼迫したことによる特例措置として出されたものです。販売可否については当センターでは判断できかねますので、厚生労働省にお問い合わせください。

- ◆ 〈合成洗剤の除菌表示について〉 除菌効果のある合成洗剤の製品化を検討している。除菌効果については第三者機関で確認済であるが、具体的にどの程度の表示ができるかについて相談したい。相談できる機関はあるか。〈事業者〉

⇒除菌効果を表示で謳った場合、不当景品及び不当表示防止法（景表法）の優良誤認に該当するかどうかがあります。景表法の管轄は消費者庁であり、消費者庁のウェブサイト「景品表示法の相談・被疑情報の受付窓口

(<http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>)」が掲載されており、その中に、事業者がこれから行う企画の相談の連絡先が掲載されています。

- ◆ 〈高濃度エタノール製品の POP 広告について〉 手指の消毒用エタノールの代替品として 78% のエタノール品を製品化している。製品には、2020 年 4 月 22 日に厚生労働省が出した事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改訂その 2）」で記載可能とされている、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です」、を表示しているが

店頭のPOP広告（小売店の店頭プロモーションに使われる紙媒体に商品名や価格、キャッチコピーなどを書いて店頭に貼付される広告）は文章が長くなるため全文の記載は難しい。高濃度エタノールと表示しても一般の人にはわからないと思う。どの程度省略できるか。化学製品PL相談センターはアクティビティノート281号の「ちょっと注目」として掲載されている「消毒用エタノール」を見て知った。〈事業者〉

⇒2020年4月22日に厚生労働省が出した事務連絡は「消毒用エタノール」の供給が逼迫したことによる特例措置として出されたものです。販売等については当センターでは判断できかねますので、厚生労働省にお問い合わせください。

- ◆ <米国連邦有害物質規制（TSCA）について> TSCAで新たに規制対象となった物質を輸出する予定である。規制は3月8日から適用とのことであるが、3月8日までに輸出手続きを済ませておけば規制を受けなくてよいのか、いつの時点で適用となるのかを知りたい。化学製品PL相談センターは日本貿易振興機構から紹介された。〈事業者〉

⇒TSCAは輸出相手国の規制であり、当センターではお問い合わせの内容についてはわかりかねます。

- ◆ <ストームグラスの製品表示について> ストームグラスの製造販売を検討している事業者から、「ストームグラスの製品表示はどのようなことを書いたらよいのか、法規制等はあるのか」との相談を受けている。どう回答したらよいだろうか。〈行政〉

⇒ストームグラスとは、複数の化学薬品をアルコールと水に溶かしてガラス管に詰めたもので、溶液や析出した結晶の状態によって天気予報ができ、インテリア雑貨として販売されています。一般的に、化学薬品としては、樟脳、硝酸カリウム、塩化アンモニウムが使われます。当該製品の表示についての法規制は見当たりません。事業者が独自にリスクアセスメントを行い、製品の危険・有害性に応じた適正な表示を行う必要があるでしょう。

#### ◆意見・報告等

- ◆ <洗剤や柔軟剤のニオイについて> 3年くらい前から、周囲の人が使う洗剤や柔軟剤のニオイで体調不良に陥っている。出かけると電車の中やスーパーの店内等でもニオイを感じて具合が悪くなる。最近では、買い物した商品や宅急便で届く荷物にも移り香を感じてしまう。医療機関に受診したが、治療薬はなく、ビタミン剤を処方された程度で、改善していない。出かけた後はシャワーを浴びるなどして身体に染みついたニオイを落とすなどして対処している。製造メーカーはマイクロカプセルを使用するなどしているようであるが、マイクロカプセルもプラスチックごみの一つなので問題なのではないかと思う。自分以外にも過剰なニオイで困っている人は沢山いる。このような現状を知ってほしくて電話した。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お困りの状況は良く理解いたしました。当センターとしては、頂いた情報を月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等をして、情報の共有化を図ってまいります。



## 新型コロナウイルス感染予防と身の回りの除菌 ～塩素系漂白剤と次亜塩素酸水～

新型コロナウイルスに有効な殺菌・消毒方法については、現在までに分かっていることを経済産業省がパンフレットにまとめています<sup>1)</sup>。それを見ると、「手指の殺菌・消毒」に対しては①石けん・ハンドソープによる手洗い、②エタノール（60-95%）が有効とされています。「身の回りの物品の除菌」に対しては①エタノール（60-95%）、②熱水、③塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム 0.05%以上）、④家庭用洗剤等（新型コロナウイルスに対する有効性が判明している9種類の界面活性剤を有効濃度含有するもの）、⑤次亜塩素酸水（拭き掃除のとき＝有効塩素濃度 80ppm以上。流水で掛け流すとき＝有効塩素濃度 35ppm以上のもの）とされています。

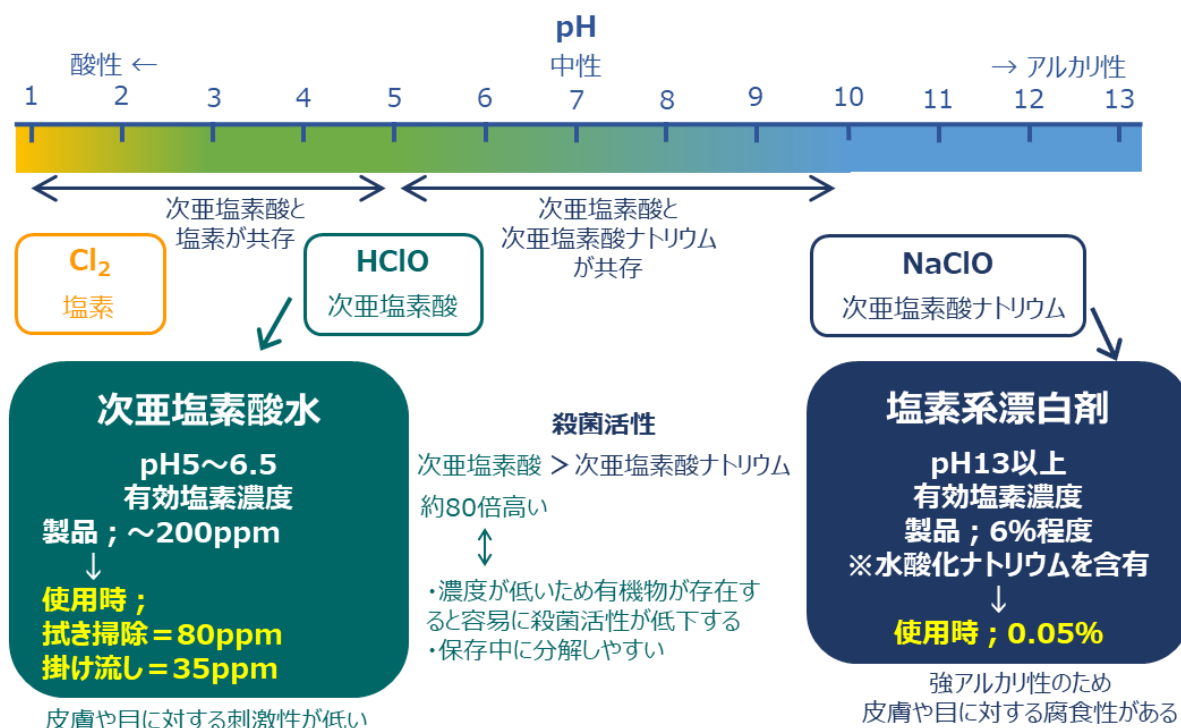


今回は、「身の回りの物品の除菌」のうち、塩素系漂白剤と次亜塩素酸水について解説します。

塩素系漂白剤の主成分は「次亜塩素酸ナトリウム」、次亜塩素酸水の主成分は「次亜塩素酸」

塩素系漂白剤、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水、次亜塩素酸など同じような名前が出てきて分かり難いという声がありますので、これらを整理したいと思います。

「塩素系漂白剤」と「次亜塩素酸水」はある種の同じ特徴をもつ製品群の総称、製品カテゴリー名称です。これら2つは主成分が異なり、塩素系漂白剤の主成分は「次亜塩素酸ナトリウム」、一方、



次亜塩素酸水の主成分は「次亜塩素酸」です。つまり、製品を問題にする場合は「塩素系漂白剤」、「次亜塩素酸水」を使い、成分を問題にする場合は「次亜塩素酸ナトリウム」、「次亜塩素酸」を使うこととなります。

次亜塩素酸と次亜塩素酸ナトリウムは異なる物質ですが、「酸」と「塩」の関係です。次亜塩素酸を水酸化ナトリウムというアルカリで中和すると次亜塩素酸ナトリウムという塩になります。これらは水溶液中では pH によって存在状態が変化します。基本的には酸性側では次亜塩素酸、アルカリ性側では次亜塩素酸ナトリウムとして存在します(正確には次亜塩素酸ナトリウムは解離して次亜塩素酸イオンとなっています)。

次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸は、水溶液中では pH 次第でどちらにもなり得ますが、物質としては全く異なるものです。塩素系漂白剤は次亜塩素酸ナトリウムを製品化したものであり、次亜塩素酸水は次亜塩素酸を製品化したもので両者は異なる性質を有しています。

### 塩素系漂白剤<sup>2)</sup>

塩素系漂白剤は次亜塩素酸ナトリウムを主成分として 6 %程度含有する製品ですが、その他に少量の水酸化ナトリウムを含有しており、液性は pH13 以上の強いアルカリ性です。次亜塩素酸ナトリウムには強い酸化作用があり、この酸化作用により漂白、除菌などの効果が発現します。

新型コロナウイルスに有効とされているのは有効塩素濃度 0.05%以上ですので、製品を 100 倍に希釈して使用します。使い方は、液につけおきした布を絞り、対象物を拭きます。その後、必ず十分に水拭きをして成分が残らないようにします。

次亜塩素酸ナトリウムは経時的にゆっくりと分解し、製品の濃度は時間と共に低下します。このため、購入して時間の経った古い塩素系漂白剤は濃度低下に注意する必要があります。製造メーカーによっては購入後の経過時間に応じて使用量を加減することを推奨しています<sup>3)</sup>。

| 購入後の経過時間    | 0.05%希釈液調整の目安            |
|-------------|--------------------------|
| 購入から 3 ヶ月以内 | 水 1 L にキャップ 0.4 杯 (10mL) |
| 購入から 1 年以内  | 水 1 L にキャップ 0.6 杯 (15mL) |
| 購入から 3 年以内  | 水 1 L にキャップ 1 杯 (25mL)   |

塩素系漂白剤を安全に使用するための主な注意事項は、次の 2 つです。①製品の液性が高アルカリ性で目や皮膚への腐食性があるため、皮膚に付いたり目に入れたりしないよう注意すること。特に製品原液は濃度が濃いので注意が必要です。②「まぜるな危険」酸と混ぜると有害な塩素ガスが発生するので酸性洗剤やお酢などの酸性物質を混ぜないように注意する。

塩素系漂白剤は基材への影響から、対象物として使えるものと使えないものがあります。例えば、金属製品は腐食(錆)の恐れがあり使用できません。より、詳細には製品の注意表示をご参照ください。

### 次亜塩素酸水<sup>4)</sup>

次亜塩素酸水の液性は酸性で、次亜塩素酸に由来する強い酸化作用を持っており、強い除菌作用を有します。出荷される野菜の洗浄等に用いられていますが、一定濃度以上の有効塩素濃度を有す

る次亜塩素酸水が新型コロナウイルスの量を減少させることが独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) にて確認されました。

次亜塩素酸水は製造方法として、塩化ナトリウムや塩酸を電気分解して製造する電解法と、次亜塩素酸ナトリウムを酸で pH 調整して製造する混和法がありますが、どちらも新型コロナウイルスに有効とされています。製品形態としては生成装置を購入し生成装置から次亜塩素酸水を直接供給するものとスプレー容器などに次亜塩素酸水が充填された形のものがあり、新型コロナウイルスに対して、前者は流水で掛け流して使用して 35ppm 以上で有効、後者は拭き掃除で使用して 80ppm 以上で有効とされています。

使い方は、目に見える汚れをあらかじめ落としした上で、①拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm 以上の次亜塩素酸水を使い、十分な量の次亜塩素酸水で濡らすことで、②次亜塩素酸水の流水で掛け流す場合は、有効塩素濃度 35ppm 以上のもので 20 秒以上掛け流すことでウイルスの量が減らせるとされています。いずれの場合も、次亜塩素酸水が残らないよう、きれいな布やペーパーで拭き取ります。

汚れをあらかじめ落とすのは、次亜塩素酸の反応性が高く、対象面に汚れがあると、除菌効果を発揮する前に次亜塩素酸が分解してしまうからです。また分解の影響を小さくするために、対象物に対して十分な量を使用する必要があり、ヒタヒタに濡れる状態で拭き掃除したり、掛け流しながら除菌したりする必要があります。

次亜塩素酸水も酸と混ぜたり塩素系漂白剤と混ぜたりすると有害な塩素ガスが発生する恐れがあり注意を要します (次亜塩素酸水は除菌剤であり洗浄剤ではないため「まぜるな危険」の表示はありませんが、液性が酸性になると塩素ガスが発生します)。また、次亜塩素酸水は手指の殺菌・消毒には使用できません。次亜塩素酸水は新型コロナウイルス対策として、物品の除菌についての有効性が認められていますが、手指の殺菌・消毒には推奨されていません。

#### 【参考にした情報】

- 1) 新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法 (一覧) / 経済産業省  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>
- 2) 新型コロナウイルス対策「身のまわりを清潔にしましょう」/ 経済産業省、厚生労働省、消費者庁  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>
- 3) [https://www.kao.com/jp/soudan/topics/topics\\_107.html](https://www.kao.com/jp/soudan/topics/topics_107.html)
- 4) 新型コロナウイルス対策「次亜塩素酸水を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」/ 経済産業省、厚生労働省、消費者庁  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf>





## 製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～欠陥と誤使用～

製造物責任（PL）法では「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いた状態とされています。抽象的な概念ですが、この“通常有すべき安全性を欠く”状況については「当該製造物の特性」、「その通常予見される使用形態」、「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」、「その他の当該製造物に係る事情」の4つの配慮事項が挙げられています。このうち、「その通常予見される使用形態」には、予見可能な誤使用も含まれると解釈されており、実際の裁判においても、「欠陥」か「誤使用」かが争点として争われることは少なくありません。

今回はPL法において、「欠陥」か「誤使用」かがどう判断されるのかについて解説したいと思います。

製造業者等は、提供する製品が、持てる性能を遺憾なく発揮し、かつ安全であるように使用方法を規定します。また、注意すべき事柄や禁止事項を使用上の注意に記載します。これらを守って使うことは、製造業者等にとっては正しい使用であり、意図される使用という事になります。それでは、使用者はその通りに使用するかというと必ずしもそうではありません。消費者はある目的のために製品を使います。製品は目的を達成するための手段です。初めて使う、使い方が分からない製品であれば製品表示をよく見て使いますが、直感的に使い方が想像できる製品はまず使ってみることが多いように思われます。目的が達成できれば手段はいつでもよいのです。また、人の習慣や常識は思い込みにつながることもあり、自分では正しく使っているつもりでも、実際はそうでないこともあります。PL法ではこういった消費者行動にも配慮して、合理的に予見しうる誤使用について

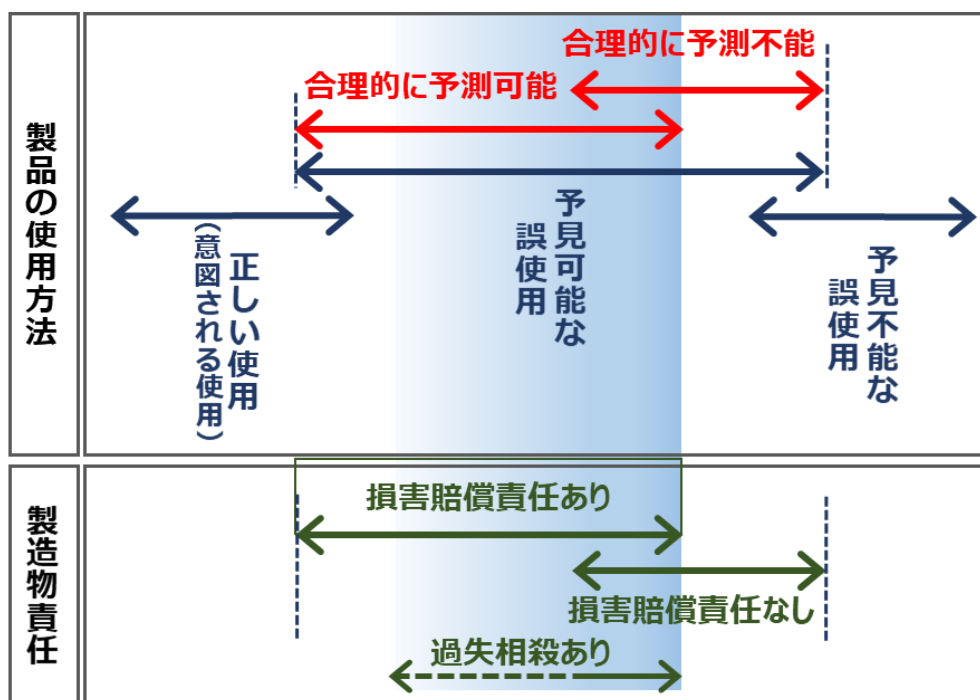


図 製品の使用方法と製造物責任

ては、それを考慮して設計や警告によって製品の安全性を確保することが求められています。逆に、合理的に予見できない誤使用は欠陥とは見なされません。これらの関係を模式図にすると前記のようになります。

「意図される使用」は製造業者等が言う正しい使用であり、それ以外は誤使用になります。誤使用は、「予見可能な誤使用」、「予見不能な誤使用」に分類できます。

PL法では、この「予見可能な誤使用」の予見可能性について「合理的に可能」と「合理的に不能」に分け、「合理的に可能」な場合には損害賠償責任が発生するとされています。合理的な予見可能性とは、言葉にしてみると「正しい使い方以外に、きっとこんな使い方もするだろう」と容易に予測できるか否かということですが、明確な境界線を引くことは出来ません。合理的であるか否かの領域は重なり合っていてその判断はケースバイケースとなります。この重なり合う領域では、一般的に過失相殺という考え方が適用されます。過失相殺とは、加害者側に全面的に損害賠償適任を負わせることが公平でない事情が被害者側にある場合に、損害賠償額を減額する制度のことで、被害者側の過失（被害者の不注意など）が考慮されます。一般的に、過失相殺が適用される領域は左に行くほど被害者側の過失の割合は小さく、加害者の損害賠償責任は重く評価されます。

消費者から事故クレームが入った時、製造業者は、そこで「意図される使用」が為されていない場合には「誤使用」で片づけてしまいがちです。しかし、訴訟になった場合、その主張が通るとは限りません。PL法に於ける欠陥と誤使用の関係をよく理解して対応する必要があります。

また、合理的に予見可能であるかどうかは時間と共に変化します。製品開発時には、このような使い方をすると夢にも思わなかった予見不能の誤使用も、1件でも事故事例が出れば予見可能と言えます。更に事故事例が2件、3件と増えていけば、いつしか合理的に予見可能な誤使用と見なされ、損害賠償責任が発生します。また、同種の製品で競合他社が安全対策を取っている場合はどうでしょうか。やはり合理的に予見可能と見なされる可能性は高いでしょう。

製品開発時のリスクアセスメントだけでなく、発売後の使用状況や市場動向に目配りをして、常に先手を打つ求められています。

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。